

旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会運営細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年9月18日社会保険診療審査委員会委員長裁

定)

旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会運営細則の一部を改正する細則

旭川医科大学病院社会保険診療審査委員会運営細則（平成16年4月1日社会保険診療審査委員会委員長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第1～第3 (略) (庶務)</p> <p>第4 委員会に関する庶務は、<u>医事課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この細則は、令和6年9月18日から施行し、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>第1～第3 (略) (庶務)</p> <p>第4 委員会に関する庶務は、<u>医療支援課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p>